

業務制限の範囲について

第2回委員会においては、登録政治資金監査人の業務制限について、以下の流れで検討を進めた。

- ・ 現行制度の確認
- ・ 業務制限に関する報道事例の紹介
- ・ 委員会におけるこれまでの議論の経緯（マニュアル改正及び「取りまとめ」策定時）の確認
- ・ 他法令の例として、政党助成法及び地方自治法における業務制限に係る規定の確認
- ・ 報道された事例の類型ごとに、論点の整理

第3回委員会においては、1) 前回の委員会の審議の中で委員より示された疑義に答えるとともに、2) 登録政治資金監査人アンケートにおいて、業務制限の対象範囲の拡大を検討すべき対象として具体的に回答のあったものについて、その論点を整理。

I 第2回委員会における委員からの指摘事項

(1) 業務制限の範囲の考え方について、制度創設時の経緯

施行規則改正に先立って、総務省として示した考え方は以下の3点。

- ① 法律で定める業務制限（監査人が当該団体の代表者、会計責任者、又は会計責任者の職務代行者）に準ずる内容とする
- ② 政党助成法の規定を参考に検討
- ③ 監査の公平性の確保に配慮しつつ、まずは監査人の確保のため、最低限の内容を規定

当時の経緯を踏まえ、近親者の範囲については、政党助成法や公認会計士法と同様に配偶者のみを対象とする現行制度を維持することが適当であると考えるか。

一方で、

- ・ 監査人の確保が最優先の課題であった制度創設時からの状況の変化
- ・ 他法令でも公認会計士法の規定と異なる近親者の業務制限の規定例があること（※参照）
- ・ 組織化された政党と比べ、国会議員の近親者の役割も大きい国会議員関係政治団体の性質

などを踏まえ、近親者に係る業務制限については、例えば二親等以内の親族についても業務制限の対象とする考え方もあるか。

【※参照】 他法令における近親者の業務制限

政党助成法による監査の業務制限は、政党助成法施行規則において、公認会計士法の業務制限の規定を引いてくる形で定められている。

一方、金融商品取引法による監査も、政党助成法同様、その業務制限については省令（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令）で公認会計士法の規定を引いてくる形で定められているが、配偶者だけではなく、公認会計士の二親等以内の親族が現在若しくは過去1年以内に又は監査関係期間に被監査会社の役員等である場合も業務制限の対象とされている。（昭和39年改正により追加）

（2） 海外の政治資金に関する監査の業務制限

主要国について（米英仏独韓）、監査対象、監査人となる資格を有する者、業務制限について整理（別紙参照）

Ⅱ アンケート結果を踏まえたさらなる論点整理

登録政治資金監査人アンケートのQ13において、業務制限の範囲について質問しているが、「対象範囲の拡大を検討しても良いと思う」とした回答のうち、その対象について自由記入欄に具体的な回答があったものについて、その取扱いを整理（前回委員会で既に示したものを除く。）。

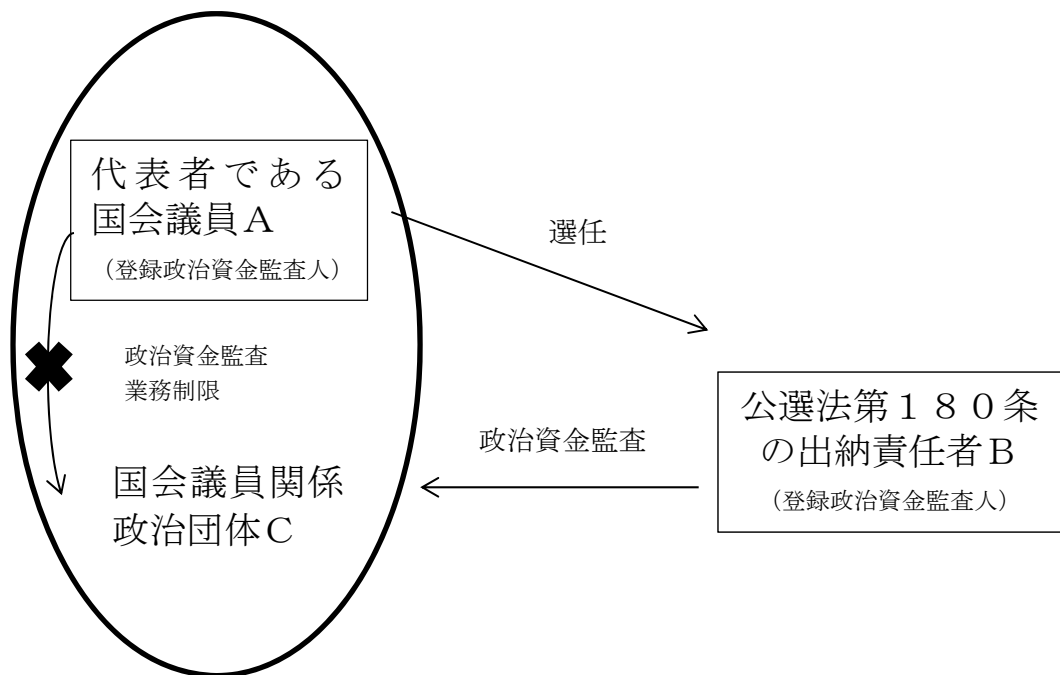
（1）「公職選挙法第180条の出納責任者」

公職選挙法第180条の出納責任者は、選挙運動に関する収入及び支出の責任者であり、各候補者につき、一人選任しなければならない。

その職務内容は、

- ①会計帳簿を備え選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出を記載すること
 - ②選挙運動に関するすべての支出について領収書その他の支出を証すべき書面を徴すること
 - ③選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出の報告書を当該選挙を管理する選挙管理委員会又は中央選挙管理会に提出すること
 - ④寄附の明細書を受領すること
 - ⑤会計帳簿及び書類を報告書提出の日から三年間保存すること
 - ⑥立候補準備のために要した費用の精算をすること
- となっている。

(例)



政党助成法においては、出納責任者は業務制限の対象とされていない。

しかし、出納責任者Bは、国会議員Aの選挙運動に関する収入及び支出の責任者であり、国会議員Aの国会議員関係政治団体である団体Cの（選挙時や平常時）の政治活動にも深い関わりがある場合も考えられることから、そのような場合、国会議員Aにより選任された出納責任者Bが、団体Cの政治資金監査を行うとすると、国民から見た登録政治資金監査人の「外部性の確保」が十分

なされているといえるか。

一方、国会議員Aの選挙運動に関する出納責任者Bの、国会議員関係政治団体Cの政治活動への関与のあり方は様々であると考えられることから、一律に業務制限の対象とする必要はないとの考え方もあるか。

なお、H21 第2回・第3回委員会において、Q&A（Ⅱ－7）の書きぶりをめぐり、「法律上は業務制限に該当しないが、望ましくない」という認識をいかに示唆するかについて議論があった。

■政治資金監査に関するQ&A（平成22年9月改訂版抜粋）

Ⅱ－7 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査

Q 登録政治資金監査人が、国会議員に係る公職の候補者から公職選挙法第180条の「出納責任者」に選任されている場合は、当該国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことはできるのか。

A 公職の候補者に係る公職選挙法第180条に規定する出納責任者であることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。

なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。

（2）「国会議員関係政治団体の会員」

政党助成法においては、政党の党员（構成員）は業務制限の対象とされていない。

また、政治団体の会員（構成員）は、実態として、当該政治団体の政治活動との関わりの程度には差があるため、国会議員関係政治団体の会員について一律に業務制限の対象とする必要はないのではないか。

一方、国会議員関係政治団体の会員が、当該団体の政治資金監査を行うことは、支持者が政治資金監査をしていることとなり、国民の目から見て、登録政治資金監査人の「外部性の確保」がなされているといえるか。

(3) 国会議員（他の国会議員の関係団体の政治資金監査を行うことを制限）

政党助成法においては、所属政党にかかわらず、国会議員は一律に監査の業務制限の対象とされている。これは、公認会計士法又は金融商品取引法における監査証明業務の業務制限に含まれる内容ではないが、国会議員と政党の特別な関係を踏まえ、監査人の独立性を確保する観点から、政党助成法施行規則において独自規定として加えているものであると思われる。

国会議員による、本人の関係団体に対する政治資金監査は、現行制度においても既に業務制限の対象とされているが、国会議員は政治活動において、単独で活動しているわけではなく、政党などを介して他の国会議員と密接に協力していることに鑑みると、国会議員について一律に業務制限の対象とすべきと考えられるか。

一方、政治団体の運営において、当該団体が支持・推薦する国会議員以外の国会議員の関与は限定的なものであることから、国会議員について一律に業務制限の対象とする必要はないとの考え方もあるか。

(4) 「市議会議員・県議会議員」

政党助成法において、地方議会の議員は業務制限の対象とされていない。

地方議会の議員と国会議員の関わりのあり方は様々であり、国会議員関係政治団体と著しい利害関係を有するとみて、市議会議員・県議会議員について一律に業務制限の対象とする必要はないのではないか。

一方、地方議会議員の中には、特定の国会議員と政治活動上深い関係を有する者もあることから、国民の目からみて、「外部性の確保」がなされているといえるか。